

＜資料篇＞



この資料篇では、現在県内で農家民宿を営んでいる方の体験談や、家の間取り、台所の様子などを参考例として掲載しました。

農家民宿を始めた動機や家の雰囲気などさまざまですが、「農家民宿」ならではの、気取らない普通の農家の温かさがその魅力になっているのは共通です。

また、申請書類には、どんなことを書かなくてはいけないか、どんな添付書類を用意しなくてはならないのか、の概略を知っていただくために旅館業営業許可と飲食店営業許可を申請するときの様式も示してあります。

用紙は、各保健所に用意してあります。記載方法などについては、事前相談に行ったときに併せて問い合わせてください。

【事例 1】

自慢の米や野菜を喜ぶ顔がうれしい

◆ 農泊小林 (喜多方市岩月町)

- ・ 客室 1 室 (平屋離れ) (定員 7 名)
- ・ 7 人家族 (母、経営者夫婦、子供夫婦、孫二人)
- ・ 食事提供あり



小林文雄氏、成子氏

もともと成子氏が民宿開設志向を持っており、10 数年に調理師免許を取得していたが、昨今のグリーン・ツーリズムの流行を受けて農家民宿開設に踏み切った。家族も協力的で、特に開設後は文雄氏が積極的に接客にあたるなど、農家民宿を始めてから生活に変化も出てきた。

浴室は、見た目は普通の家庭用浴室だが、釜に薪をくべて沸かす自慢の五右衛門風呂。客には、特に人気がある。

食事の提供については、自家製の食材を利用した料理や漬物なども好評で、今後は惣菜製造業の許可取得※も考えている。寒い夜には、一緒に鍋をつつくなどして親交も深まり、客も「また来たい」と言ってくれる。

また、客間を離れ (内職用に 20 数年ほど前に建築したものをトイレ設置など改造) にしたことで、茶の間で楽しく食事団欒しながら夜のプライバシーも確保できている。

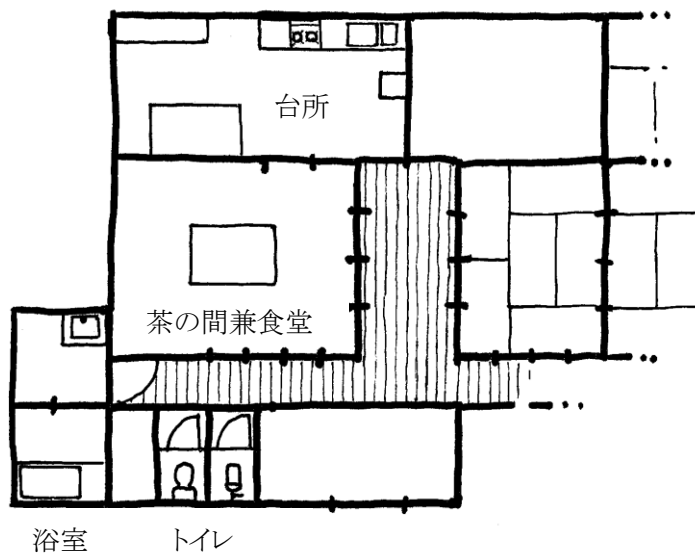
成子氏は、今月 (平成 18 年 1 月) 末で現在の会社を退職し、2 月からは農家民宿により力を入れていく予定である。



農家民宿の開設にあたって改築・改造はせず、既存の設備を利用した。

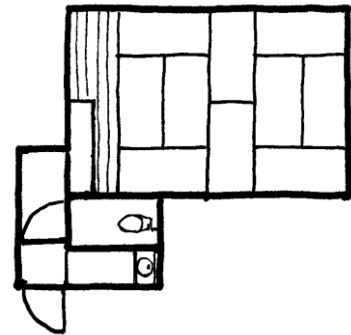
※ 惣菜製造業の許可を取得するためには、専用の製造室が必要など、農家民宿とは違う施設基準が適用されます。

農 泊 小 林 平 面 図



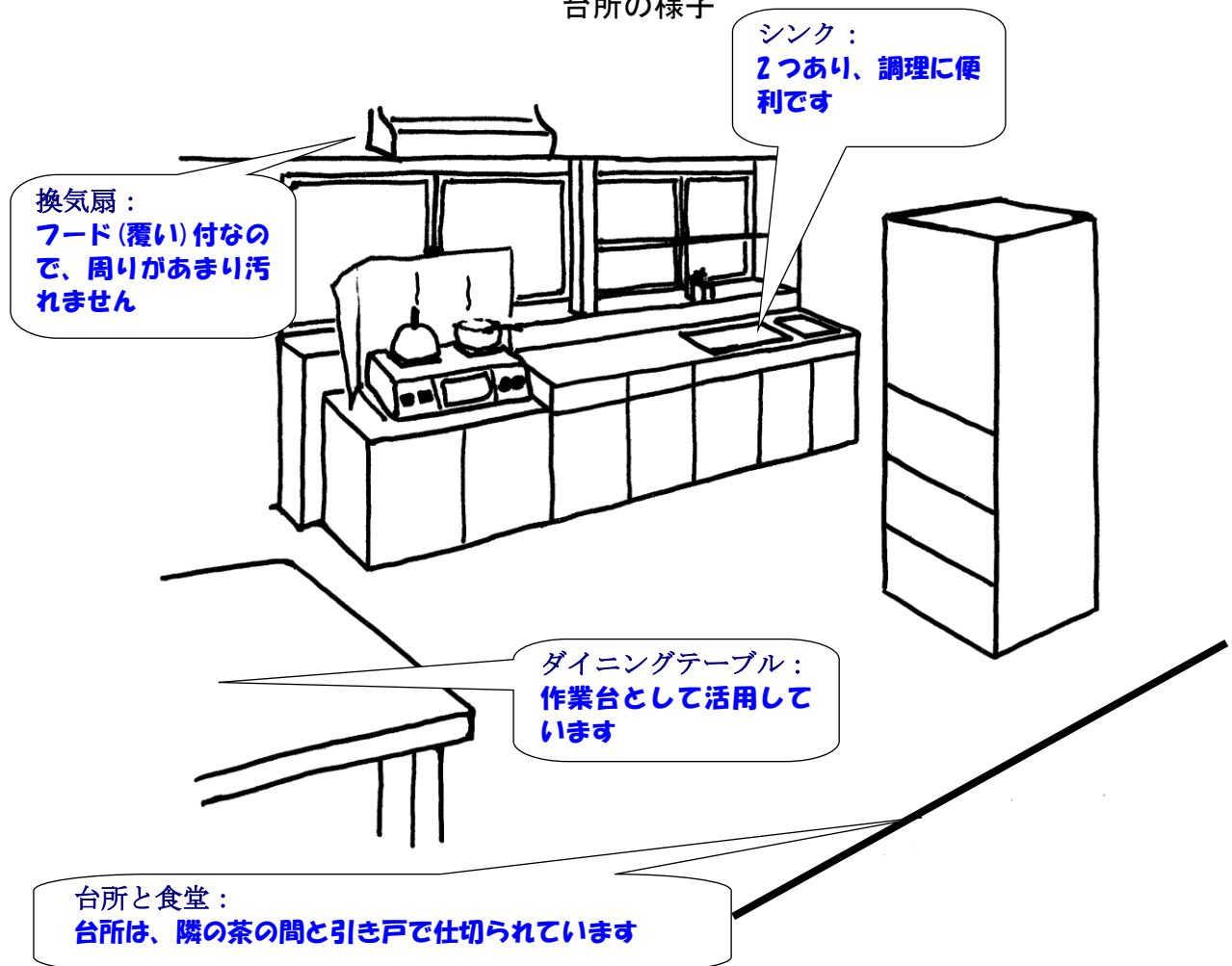
【 母 屋 】

注) 民宿として利用しない部分は、
実際とは異なります。



【 離 れ 】

台所の様子



注) 上は参考例であり、農家民宿の定員や受入態勢によって条件は異なります。

【事例 2】

子どもたちに食と農の大切さを教えたい

◆ 農泊みちくさの家 (喜多方市慶徳町)

- ・ 客室 2 室 (定員 6 名)
- ・ 4 人家族
- ・ 食事提供あり



猪俣敬子氏

最初は、今の子供たちは自分が何を食べて、どういうものが口に入るのかわかっていない、その子供たちに「命のあるものをいただいて自分たちがあるんだ」、「なぜ『第1次』産業なのか、農業ってやっぱり大事なんだ」ということを教えたくて農作業体験を始めた。

夫の信輔氏は農家民宿開設にあまり協力的ではなかったが、今ではぶつぶつ言っではいても客が来ると自分が主人公になって張り切っている。家族の協力なしには農家民宿はできない。

自家製の米や食材を使った食事を客が喜んでくれると、「汚くて嫌で本当に嫌われる農業が自分でも嫌だったが、自分のやってきたことには、ああ意味があったんだな」と嬉しくなった。

自家製の食材で、郷土料理でもてなしたり、新しい料理に挑戦したりと忙しさを楽しんでいる。

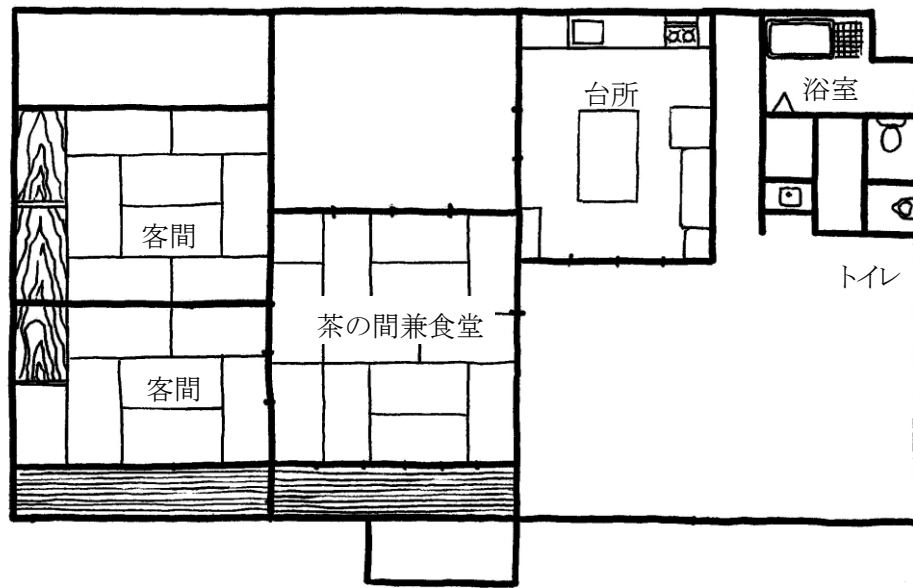
これからも、山あり川ありの地域の自然を生かして、都会に出て 2、3 世代経って里帰りするところがなくなくなってしまった人たちの懐かしい田舎になれるような、「癒される農家民宿」をやっていきたい。



農家民宿開設にあたり、既存の換気扇に新たにフード (ガスレンジ等の上部と換気扇自体を覆うもの) を取り付けました。

農泊みちくさの家 平面図

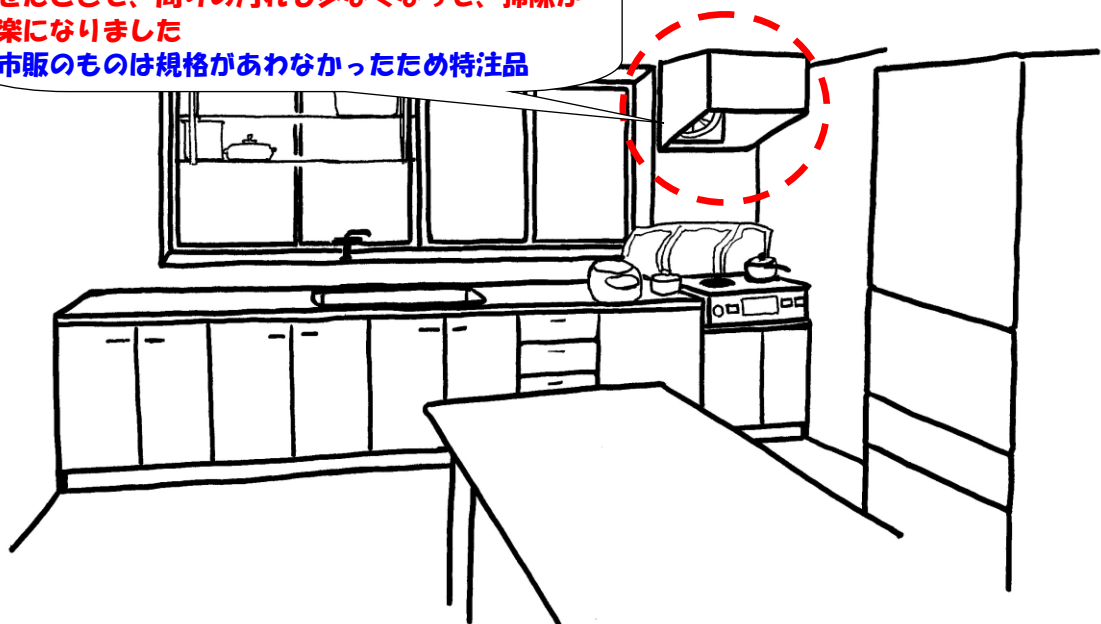
注) 民宿として利用しない部分は、実際とは異なります。



台所の様子

換気扇：

もともとあった壁取付型に、フード(覆い)をかぶせたことで、周りの汚れも少なくなって、掃除が楽になりました
市販のものは規格があわなかったため特注品



台所：

引き戸で仕切られた独立した台所で、
広くて調理作業もうらく

注) 上は参考例であり、農家民宿の定員や受入態勢によって条件は異なります。

【事例 3】

知らない人との交流が楽しい

◆ 農泊やまり (喜多方市慶徳町)

- ・ 客室 1 室 (離れ 2F) (定員 7 名)
- ・ 6 人家族 (母、経営者夫婦、子供夫婦、孫一人)
- ・ 食事提供なし



佐藤由美子氏

農家民宿を始めたきっかけは、近隣で同じく農家民宿を営む猪俣敬子氏 (前頁) に誘われたことから。由美子氏は数多い趣味の中でも料理の腕を生かしたいと思い農家民宿を開設することにしたが、申請の過程で現状のままでは食品衛生法の営業許可が下りないことがわかった。

開設の断念も考えたが、猪俣氏に「合同で受け入れをしよう」と提案され、開設に踏み切った。宿泊者に自家製の食材を提供することで米などの継続的な通信販売につながり、さらには来客の友人等へも販売が広がるなど、経済的影響としては些少なからず「顔の見える販売」が新たな農業の張り合いとなってきた。

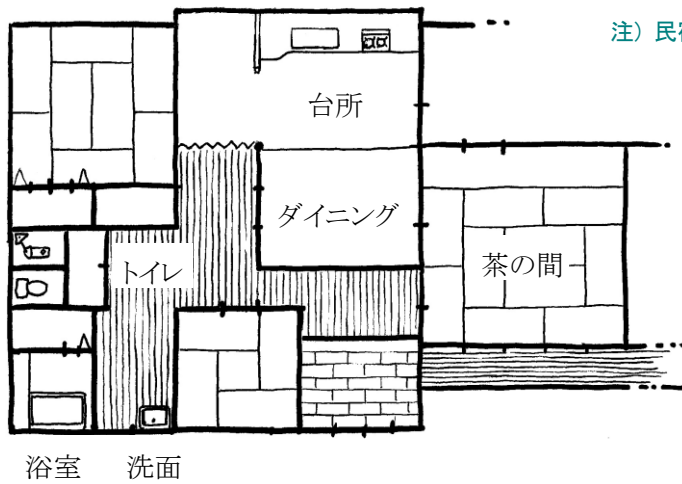
由美子氏自身はこれまで農作業に携わってこなかったが、今後は客に提供する野菜などは自分で栽培したい、と考えている。



食堂 (茶の間) が分かれていない台所を利用するの食事の提供はできない。調理場の区画の基準に合わないからである。

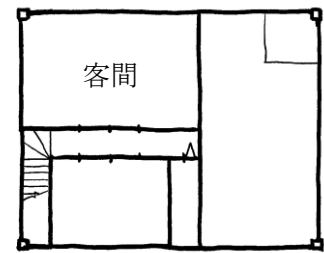
以前は独立した台所であったが、最近自分たちの生活のために、と間仕切りの壁を取り払った。農家民宿のために自分たちの生活を変えることは考えていないので、お客様にはご当地喜多方ラーメンなどを楽しんでもらっている。

農泊やまり平面図



【母屋】

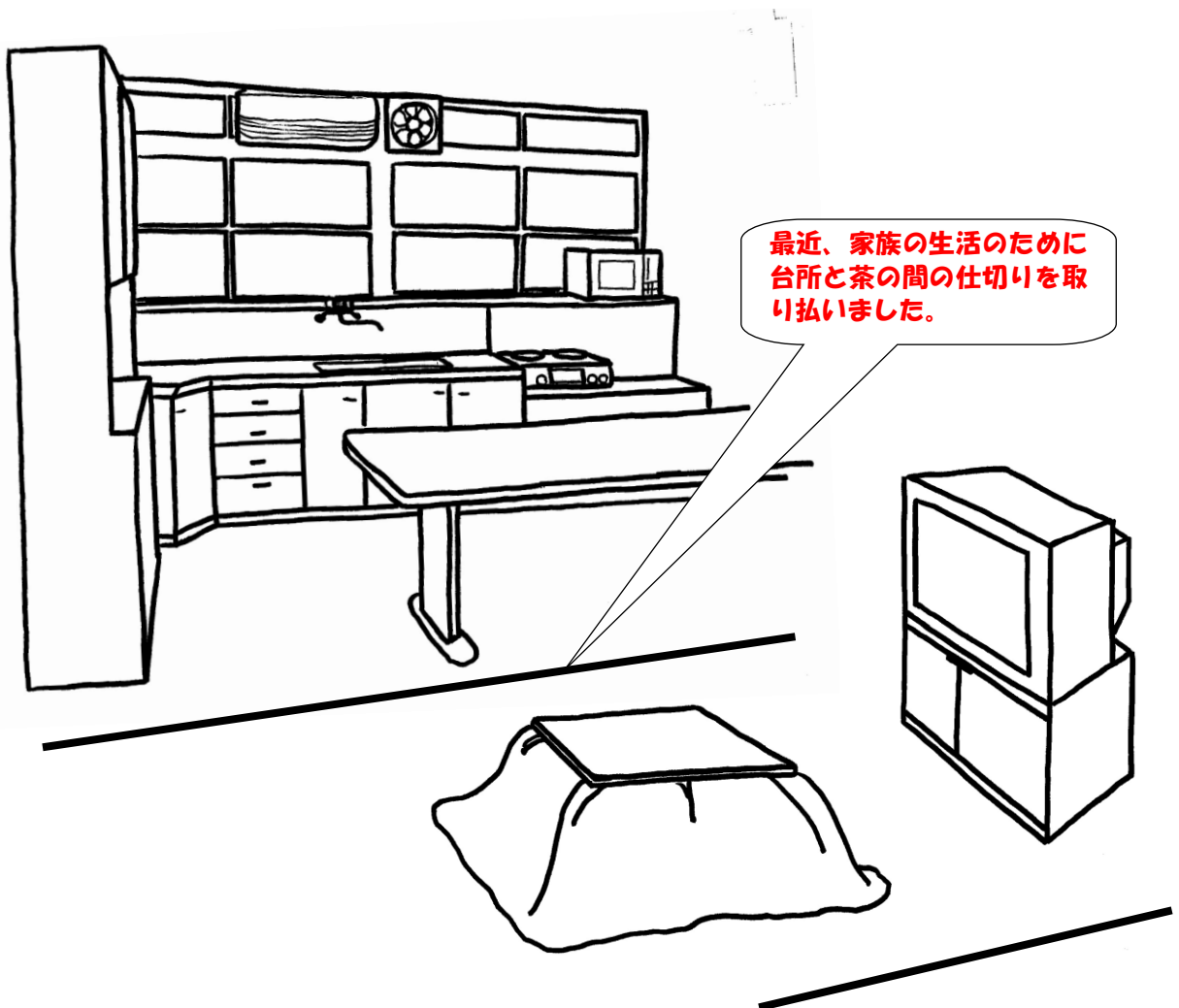
注) 民宿として利用しない部分は、実際とは異なります。



農機具倉庫 2F
(洗面・トイレなし)

【離れ】

台所の様子



注) 上は参考例であり、農家民宿の定員や受入態勢によって条件は異なります。

第 2 号様式(第 8 条関係)

収 証	入 紙
--------	--------

年 月 日

福島県知事

申請者

住所

法人にあつては、主たる事務 所の所在地

氏名

法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名

印

年 月 日 生

旅 館 業 営 業 許 可 申 請 書

下記により、旅館業営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

営 業 の 種 別		営 業		
営業施設	名 称		電 話	
	所 在 地			
旅館業法施行規則第 5 条第 1 項各号該当 の有無	第 1 号 [季節的営業]	季節的営業 又は一時的 営業の営業 期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
	第 2 号 [交通不便な 地域の営業]			
	第 3 号 [一時的営業]			
	第 4 号 [農 林 漁 業 体験民宿業]			
旅館業法第 3 条 第 2 項各号該当 の有無	該当しない 第 号該当			
営業施設 の管理者	住所			
	氏名	年 月 日 生		
最 寄 り の 学 校	学 校 名		学校までの直線距離	
			メートル	
構 造 設 備 の 概 要				
敷地面積		m ²	建物の延べ面積	m ²
建築様式				

客 室	一般客室	和室客室				洋式客室								
		m ² 室 定員 人				m ² 室 定員 人								
		(小計) 室 定員 人				(小計) 室 定員 人								
	大広間 計	m ² 室 定員 人				m ² 室 定員 人								
		(小計) 室 定員 人				(小計) 室 定員 人								
		m ² 室 定員 人				m ² 室 定員 人								
寝具		洗面所				飲用水の状況								
人分		(うち、一般客室 箇所 箇所)				水道井戸	井戸と便所との距離 m							
						井戸と調理場との距離 m								
浴室	箇所 (うち、一般客室 箇所)				温泉・沸かし湯の別		温泉・沸かし湯							
	循環式ろ過装置		有・無		循環水の誤飲防止の措置		給湯口の位置		湯面上・湯面下					
	消毒設備		有・無				その他の位置		有・無					
便所	区分		型式		水洗式		改良式		その他					
	設置箇所数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)					
	便器別	大便器数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)				
		小便器数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)				
		兼用便器数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)				
		洋式便器数				箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)				
照明	客室		浴室		洗面所		便所		廊下		階段			
	ルクス		ルクス		ルクス		ルクス		ルクス		ルクス			
その他の施設	会議室		応接室		ロビー		フロント		娯楽室		食堂		ホール	
	室		室		m ²		m ²		室		m ²		m ²	

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 法人にあつては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図 (縮尺、方位、客室の配置、各室の用途及び間取り、階段、出入口、調理場、浴室、便所及び床面積を明示したもの)
- (3) 見取図 (設置の場所を中心とする半径 150 メートル以内のもので、縮尺を明示したもの)
- (4) 配置図 (縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
- (5) 立面図 (縮尺及び開口部を明示したもの)

第 4 号様式(第 6 条関係)

(その 1) (新規営業又は継続営業の場合)

営 業 許 可 申 請 書

年 月 日

福 島 県 知 事

住所
ふりがな
 氏名
 生年月日
 電話番号

申請者

下記のとおり、営業の許可(新規・継続)を受けたいので、食品衛生法第 52 条第 1 項の規定により申請します。

記

営業所 所在地	電話番号		
No.	営業所の名称、屋号又は商号	営業の種類	
	現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号	※施設番号	※備 考
1		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
2		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
3		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
4		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
5		()	
	年 月 日 福島県指令 第 号	※	※
食品衛生法第 52 条第 2 項第 1 号から 第 3 号までに該当することの有無及び 該当するときは、その内容		該当しない 第 号該当(内容)	
営業設備の 大 要	次の書類を添付すること。 1 施設の構造仕様書及び図面(製造場、調理場、貯蔵場、更衣室、便所その他の施設の 配置を明示し、客席のあるものについては、その様式及び面積を明示すること。) 2 設備の配置図(主な機械、器具及び給水設備を特記すること。		

備考

- 新規営業許可申請にあつては、「現に受けている営業許可の許可年月日及び指令番号」の欄の記入は、要しないこと。
- 継続営業許可申請にあつては、「営業所の名称、屋号又は商号」の欄の記入及び「営業設備の概要」の欄に掲げる書類の添付は、要しないこと。
- ※印の欄は、記入しないこと。

農林漁業体験民宿業であること等の確認に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、客室延床面積 33 m²未満の農林漁業体験民宿業を営もうとする者が、別表 1 の規制緩和等の適用を受けるために、その営もうとする農林漁業体験民宿業（以下「農家民宿」という。）が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に定める農林漁業体験民宿業（以下「法に定める農家民宿」という。）であることを確認するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 確認の手続

- (1) 別表 1 に掲げる規制緩和等の適用を受けて法に定める農家民宿を営もうとする農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人）（以下「農林漁業者等」という。）は、適用を受けようとする規制緩和等にかかる申請をする以前に、農家民宿等の確認申請書（様式第 1 号）により農林事務所長または水産事務所長（以下「農林事務所長等」という。）に、法に定める農家民宿であることの確認を申請することができる。
- (2) 農林事務所長等は、前項の確認申請書を受理したときは、その内容を確認し、速やかに確認の結果を文書（様式第 2 号又は様式第 3 号）で通知する。

第3 法に定める農家民宿であることの確認

法に定める農家民宿であることの確認は、必要に応じ現地調査等を行った上、確認申請書の内容を審査し、以下の基準を満たしていることを確認する。

なお、判断しがたい場合は観光交流課長に協議するものとする。

(1) 申請の取り扱い

申請者は、法に定める農家民宿を営もうとしている本人又は住居及び生計を一にする家族である従事者とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）にあつては、法人の代表者とする。

(2) 次に掲げる役務のいずれかを提供する営業であること

農村滞在型余暇活動 （主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動をいう。）	イ 農作業の体験の指導 ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 農用地その他の農業資源の案内 ホ 農作業体験施設等を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
山村滞在型余暇活動 （主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。）	イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導 ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導 ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 森林の案内 ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
漁村滞在型余暇活動 （主として都市の住民が余	イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導 ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導

暇を利用して漁村に滞在し つつ行う漁ろうの体験その 他漁業に対する理解を深め るための活動をいう。)	ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与 ニ 漁場の案内 ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする 施設を利用させる役務 ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
---	---

(3) 前項において、農作業体験施設等とは、具体的には、次に掲げるような施設が該当する。

農作業体験施設等	(1) 農作業の体験施設 農作物の作付け、収穫その他の農作業の体験に必要な体験農園等の施設 (2) 教養文化施設 地場の農産物を使用した農産加工若しくは料理の体験又は地域の農業及び農村文化並びに農家の生活に関する知識の習得に必要な体験学習施設、資料展示施設等 (3) 休養施設 農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって形成している良好な農村の景観の鑑賞に必要な休憩施設、広場施設等 (4) 集会施設 地域の農業者との交流、伝統芸能の実演に必要な研修施設、展示場施設等 (5) 宿泊施設 宿泊しながら農村滞在型余暇活動が体験できる農林漁業体験民宿、バンガロー等 (6) 販売施設 地場の農産物、農産加工品等の販売に必要な地域特産物販売施設等 (7) 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設 前各号に掲げる施設に附帯して設置される飲食施設、休憩施設、駐車場、管理施設等
山村滞在型余暇活動 又は漁村滞在型余暇 活動のために利用さ れることを目的とする 施設	上記に掲げる施設と同様の施設で、山村滞在型余暇活動又は漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設

(4) (2) に掲げる役務のうち、「ヘ」の役務の提供のあつせんを行う場合にあっては、農山漁村滞在型余暇活動が提供されることを調査するため、契約書その他あつせん先の農林漁業者と交わした書面、若しくは農林漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書(様式第 5 号)を提出させることにより行う。

第 4 農林漁業者であることの確認

法に定める農家民宿を営もうとしている者が法人の場合にあっては、必要に応じ関係機関等に照会の上、以下により農林漁業者であることの確認を行う。

(1) 農業者であることの確認

(ア) 定義

農業者とは、自ら農業者と申告し、また他からも農業者であると認められるもの（自他共に農業者と認められもの）とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

(イ) 農業者であることの確認方法

- ① 「耕作証明書」を発行する場合の農地基本台帳に登載されていること。
- ② 農業者の確認は、農業者本人分の確認があれば足りるものとする。
- ③ 農業生産法人にあつては、定款に定められていること。
- ④ 上記によりがたい場合は、農林事務所と観光交流課が協議して決定する。

(2) 林業者であることの確認

(ア) 定義

林業者とは、自ら林業者と申告し、また他からも林業者であると認められるもの（自他共に林業者と認められもの）とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

(イ) 林業者であることの確認方法

- ① 森林所有者の場合「土地登記簿抄本（地目が山林又は保安林）など権原を証明できる書類、林業従事者の場合林業に従事していることを証明できる書類（以下「証明書」という。）に登載されていること。
- ② 林業者の確認は、林業者本人分の確認があれば足りるものとする。
- ③ 上記によりがたい場合は、農林事務所と観光交流課が協議して決定する。

(3) 漁業者であることの確認

(ア) 定義

漁業者とは、自ら漁業者と申告し、また他からも漁業者であると認められるもの（自他共に漁業者と認められもの）とし、法人経営を行う家族経営体（いわゆる一戸一法人）を含む。

(イ) 漁業者であることの確認方法

- ① 「漁業許可証」、「漁船登録票」の所持又は「漁業協同組合員台帳」に登載されていること。
- ② 漁業者の確認は、漁業者本人分の確認があれば足りるものとする。
- ③ 上記によりがたい場合は、水産事務所と観光交流課が協議して決定する。

第5 確認の取消

- (1) 第2(2)により確認を受けた農林漁業者等が、この要領に定める要件を満たさなくなったとき又は第2(1)の申請に虚偽があった場合、農林事務所長等は当該確認を取り消すことができる。
- (2) 前項により確認を取り消したときは、農林事務所長等は速やかに当該取り消した確認の申請者及び確認書の提出先の長にその旨を通知する。

第6 確認の報告

農林事務所長等は、第2(2)の通知を行ったときは、速やかに観光交流課長に報告（様式第4号）するものとする。

第7 その他

この要領に定めるほか、農林漁業体験民宿業であること等の確認に必要な事項は、観光交流局長

が別に定める。

附則

この要領は、平成 18 年 12 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日に一部改正する。

この要領は、平成 21 年 8 月 10 日に一部改正する。

この要領は、平成 28 年 4 月 15 日に一部改正する。

この要領は、平成 30 年 9 月 13 日に一部改正する。

別表 1

法 令 等	適 用 さ れ る 規 制 緩 和 等
旅 館 業 法 関 係	・ 農林漁業者等が営む農林漁業体験民宿業については、簡易宿所営業の客室の延床面積 33 m²以上であることを適用しない ・ 農林漁業者等が営む農林漁業体験民宿業であって、客室の延床面積 33 m²未満の施設は、便所を水洗式とすることを適用しない
都 市 計 画 法 関 係	・ 既存の自宅等を利用する農林漁業体験民宿業について、市街化調整区域の建築物の用途の変更が可能

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

〇〇農林事務所長 (水産事務所長)

住 所

氏 名

印 又は署名

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認 申 請 書

別添の内容について、農林漁業体験民宿業に関係する法令等の規制緩和の適用を受けるため、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に定める農林漁業体験民宿業に該当する旨等を確認願います。

なお、確認にあたっては、必要に応じ、関係機関等に当該申請書に記載の内容について照会することに同意します。

記

該 当 項 目	申 請 す る 確 認 書 の 提 出 先
	(旅館業法営業許可) 保健所
	(市街化調整区域における建築物の用途の変更) 建設事務所 または 許可権限を有する市

(農林漁業体験民宿業の内容について、該当する様式に必要事項を記入の上、添付すること)

資料篇

(農業体験民宿業を営む場合)

I 開設 (しようとする・している) 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名 称	
	所 在 地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等		1 農作業体験施設等を利用させる役務
		2 農作業の体験の指導
		3 農産物の加工又は調理の体験の指導
		4 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
		5 農用地その他の農業資源の案内
		6 上記 1～5 に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 農業者であることの確認

	「耕作証明書」を発行する場合の農地基本台帳に登載あり
	農業に従事していることを証明できる書類(農業生産法人にあつては、その定款。) (書類の名称:)

※ 添付する書類の欄に○をつけてください

資料篇

(林業体験民宿業を営む場合)

I 開設 (しようとする ・ している) 農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名 称	
	所 在 地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等		1 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
		2 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
		3 林産物の加工又は調理の体験の指導
		4 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
		5 森林の案内
		6 上記 1～5 に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 林業者であることの確認

	土地登記簿謄本 (県内の住所で、地目が山林又は保安林であるもの)
	林業に従事していることを証明できる書類 (書類の名称:)

※ 添付する書類の欄に○をつけてください

(漁業体験民宿業を営む場合)

I 開設（しようとする・している）農林漁業体験民宿業で提供する役務の内容等

施設	名 称	
	所 在 地	
	施設の所有者	(申請者との関係)
	客室延床面積	
提供する役務等		1 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
		2 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
		3 水産物の加工又は調理の体験の指導
		4 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
		5 漁場の案内
		6 上記 1～5 に掲げる役務の提供のあつせん

※ 提供する役務の欄に○をつけてください

(法人が営む場合は、以下もご記入ください)

II 漁業者であることの確認

加入している漁業協同組合	
	漁業許可証の写
	漁船登録証の写

※ 添付する書類の欄に○をつけてください

資料篇

(様式第 2 号) ※規制緩和等の適用を受けられる場合

(記 号 番 号)

(日 付)

住 所

氏 名 様

〇〇農林事務所長(水産事務所長) 印

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認 書

平成 年 月 日付で申請のありました下記にかかるこのことについて、農林漁業体験民宿業を営もうとする(※営む)農林漁業体験民宿業が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に定める農林漁業体験民宿業であることを確認しました。

※いずれかを選択

なお、確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに変更後の確認申請書を提出してください。

記

営 業 施 設 の 名 称	
営業施設の所在地	
確 認 書 の 提 出 先	

(事務担当: 事務所 (職 氏名) 電話)

(様式第 3 号) ※規制緩和等の適用を受けられない場合

(記 号 番 号)

(日 付)

住 所

氏 名 様

〇〇農林事務所長（水産事務所長） 印

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認 に つ い て

平成 年 月 日付で申請のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

該当項目	確認事項
	○「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」第 2 条 第 5 項に定める農林漁業体験民宿業であると認められない その理由

※ 該当する項目の欄に○をつける

(事務担当: 事務所 (職 氏名) 電話)

(様式第 4 号)

(記 号 番 号)

(日 付)

観 光 交 流 課 長

〇〇農林事務所長 (水産事務所長)

農 林 漁 業 体 験 民 宿 業 等 の 確 認

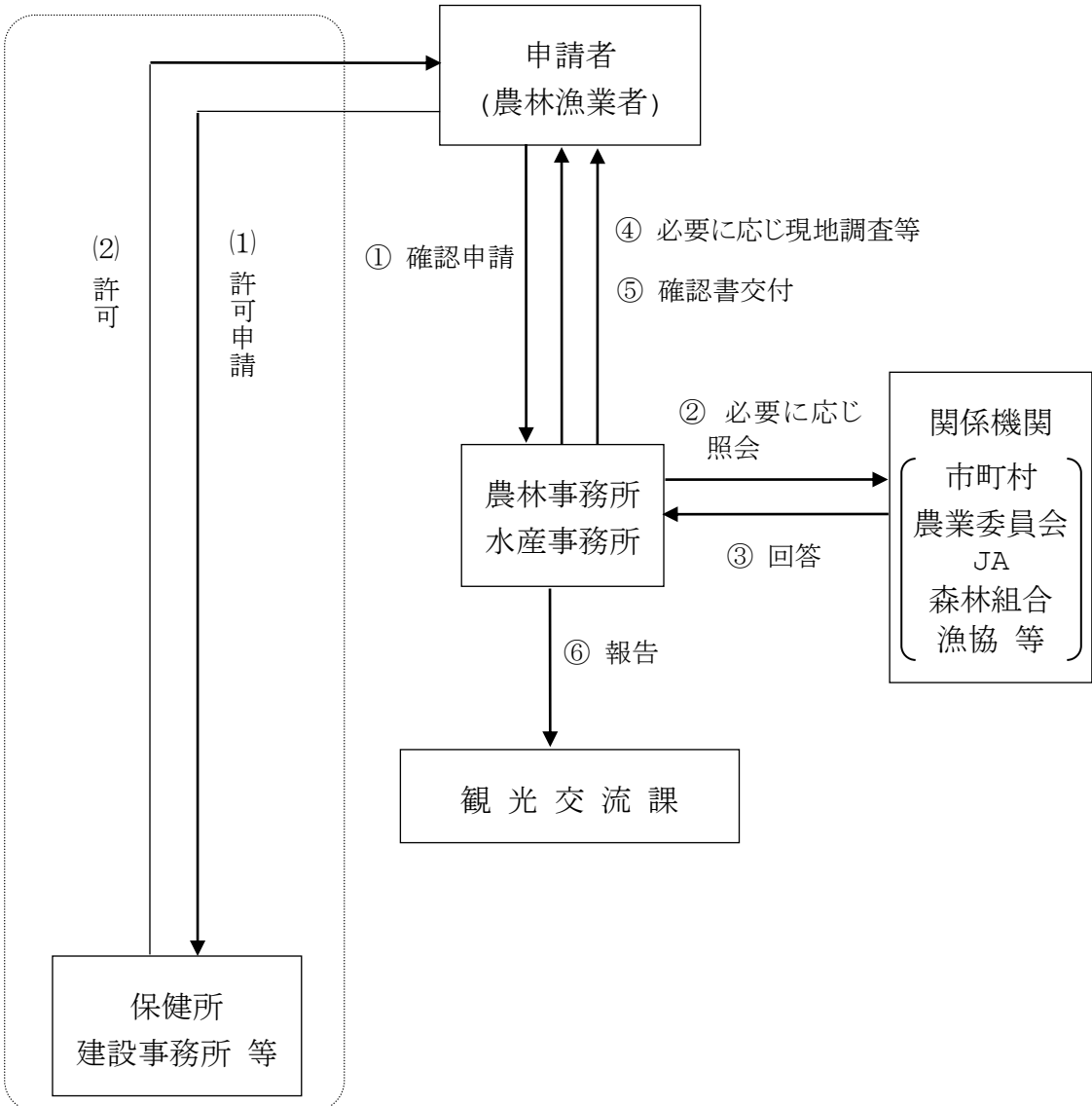
平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり確認しました。

記

営 業 施 設 の 名 称	
申 請 者	
住 所	
営業施設の所在地	
客 室 延 床 面 積	
確 認 書 の 提 出 先	
確 認 書 交 付 日	
確 認 結 果	
備 考	

(事務担当: 事務所 (職 氏名) 電話)

農林漁業体験民宿業であること等の確認に関する事務処理フロー図



※ ⑤の確認書交付後の
許可申請手続

(様式第 5 号)

(日 付)

農林漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書

〇〇農林事務所長(水産事務所長) 様

農山漁村滞在型余暇活動の提供者

住所 _____

氏名 _____

※署名又は記名押印

電話番号 _____

下記のとおり申し立てます。

記

1 農林漁業体験民宿業を営もうとする者(役務提供のあつせん元)

住所 _____

氏名 _____

2 提供する役務

種類※	具体的内容
	(提供時期:)
	(提供時期:)
	(提供時期:)
	(提供時期:)

※ 「種類」の欄は裏面から選択すること。

農山漁業体験民宿開業に係る役務提供についての申立書(裏面)

提供する役務の種類

(1) 農村滞在型余暇活動	
1	農作業体験施設等を利用させる役務
2	農作業の体験の指導
3	農産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
5	農用地その他の農業資源の案内
(2) 山村滞在型余暇活動	
1	山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
2	森林施設又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
3	林産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
5	森林の案内
(3) 漁村滞在型余暇活動	
1	漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
2	漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
3	水産物の加工又は調理の体験の指導
4	地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
5	漁場の案内

開発審査会審査基準第14号

農家民宿

農林漁業を営む者が、自ら居住する住宅の空き部屋等を活用して農家民宿を営むために兼用住宅等へ用途変更する場合で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 用途変更の対象となる建築物は、農林漁業を営む者が自ら居住する住宅、又は当該住宅と同一の敷地内に存する既存の建築物であること。
- 2 申請者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営もうとする者である旨、県農林事務所長（又は水産事務所長）が確認していること。
- 3 用途変更後の建築物の用途は、簡易宿所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項に規定する簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。以下同じ、又は従前。）の用途と簡易宿所を兼ねるものであること。
- 4 客室の延床面積は33㎡未満であること。
- 5 用途変更に伴う増改築は必要最小限のものとし、原則として外観の変更は行わないこと。

様式30

市街化調整区域における建築等申請書

都市計画法第43条第1項の規定により（建築物 第一種特定工作物）の （新築 改築 用途の変更 新設）の許可を申請します。 （許可権者名） 年 月 日 住 所 許可申請者 氏 名		※ 手数料欄
		※ 市町村収受欄
1. 許可申請に係る土地の所在		
2. 許可申請に係る土地の 地目、面積	地目	m ²
3. 予定建築物等の用途、面積	用途	m ²
4. 用途変更をしようとする場合には変更前の建築物の用途		
5. 建築等着手予定年月日	年 月 日	
6. 建築等完了予定年月日	年 月 日	
7. 令第36条(法第34条)の該当 号および該当する理由		
8. その他必要な事項		

申請代理者 住所・氏名 電 話	Tel
--------------------	-----

- (注) 1. 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3. ※印欄は記載しないこと。
4. 「その他必要な事項」の欄には建築物の新築、改築又は用途の変更又は第1種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可認可を要する場合には、その手続の状況を記載すること。